自治会選挙規程

制定 昭和 45 年 4 月 1 日 最終改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、学生自治会会則第7条及び第14条の規定に基づき、選挙管理委員会及び自治会役員の選挙に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1章 選挙管理委員会

(組織)

第2条 選挙管理委員会は、各クラスからおのおの2名選出された者をもって組織する。

2 委員会に委員長、副委員長及び書記をおき委員のうちから互選する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、前期(4月 \sim 9月)及び後期(10月 \sim 3月)のそれぞれの期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠員となったときは、補欠委員を専任する。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、 副委員長が代理する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、委員会の招集を請求しようとするときは、日時、議案を示した文書をもってしなければならない。

(委員会録)

第5条 委員長は、書記をして、委員会録を作成し、会議の次第及び選挙の次第を記載 させなければならない。

2 委員会録には委員長及び副委員長が署名しなければならない。

(公印)

第6条 委員会の公印は右のとおりとする。(掲載略)

第2章 選挙

(選挙期日)

第7条 選挙は任期の終わる前、2か月以内に行う。ただし、立候補者が1名の場合は、 選挙を行わないものとする。

2 選挙の期日は15日前に告示しなければならない。

(立候補届)

第8条 立候補の届出は、選挙の告示のあった日より選挙期日の前日までとする。

2 立候補者は、所定の用紙により、責任者(推薦者)1名を付して届出なければならない。

(ポスター・公約書)

第9条 立候補者は、選挙運動用ポスター及び公約書を掲示することができる。ただし、ポスターは1人,3枚以内(4つ切画用紙)とし、公約はB紙1枚以内とする。

2 ポスター及び公約書には、選挙管理委員会の検印を受けなければ掲示することはできない。ポスター及び公約書の掲示期間は、立候補届出より、選挙期日までとする。

(選挙演説)

第 10 条 立候補者又は責任者(推薦者)の選挙演説は選挙期日の当日行われる立会演説会において行うものとする。

(投票)

第 11 条 投票は単記無記名とし、各クラスごとに行い、そのクラス選出の選挙管理委員が管理、執行する。

2 各クラスの選挙管理委員は、投票立会人 2名を選任しなければならない。 (開票)

- 第12条 選挙管理委員は投票終了後直ちに投票箱を開票所へ送らなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、開票立会人3名を、選任しなければならない。
- 3 開票には全選挙管理委員が立合わなければならない。

(無効投票)

- 第13条 次の投票は無効とする。
 - (1) 正規の用紙を用いないもの。
 - (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。
 - (3) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの。
 - (4) 候補者の何人を記載したか、確認しがたいもの。
 - (5) 白紙

(当選人)

第14条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

(開票録)

第15条 選挙管理委員長は開票録を、選挙管理委員会録に記入し、開票立会人とともに署名しなければならない。

(信任投票)

第 16 条 会員の 3 分の 1 以上から役員解任の申出があったときは、1 週間以内に信任投票を行う。

2 信任投票は、第10条及び第11条の規定を準用する。

3 信任投票は、投票の過半数を得なければならない。 附則 この規程は平成31年4月1日より施行する。